



# 島根リザーブ通信



即応予備自衛官を激励する山口本部長

まだまだ暑い日が続いている一方で、夜には虫の音も聞こえ、秋の気配も少しずつ感じられるようになってきましたが、予備自衛官等の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今年8月30日に、防衛省の平成26年度概算要求の概要が公表されましたが、その中で予備自衛官等に関する要求も含まれていました。

その内容は、「国防を担う優秀な人材を確保するための施策の推進」という項目の中で、予備自衛官等の充足向上を図るため、予備自衛官等制度の広報の充実・強化及び訓練基盤の充実を図るというものでした。

具体的には、予備自衛官等雇用企業に対する広報活動の拡充や被服、装具等の整備について要求されています。

また、今年の7月26日、新防衛計画の大綱について中間報告がなされましたが、その中においても予備自衛官に係る施策の拡充について述べられています。

昨今、国の防衛に係る議論が活発になっていますが、予備自衛官等制度の在り方検討も非常に注目されています。

予備自衛官等の処遇改善は少しずつではありますが確実に進んでいます。私も引き続き現場からしっかりとその必要性について訴えていきたいと思っております。

# 掲 示 板



## 第3次予備自衛官5日間訓練

出雲駐屯地での第3次予備自衛官5日間訓練は11月21日(木)から25日(月)まで実施されます。訓練出頭希望の方は10月31日(木)までにご連絡下さい。

なお、第3次訓練含め出雲駐屯地での5日間訓練はあと2回です。特に今年度出頭されていない方で、分割出頭希望の方はこの第3次訓練の出頭調整を忘れずにお願ひします。

## 平成25年度予備自衛官補教育訓練日程予定(10月まで)

### ◎109教育大隊(大津駐屯地)

9月20日 ~ 9月24日 F-1、D-3

9月27日 ~ 10月 1日 技能Ⅱ-1、G-1、E-2

10月 4日 ~ 10月 8日 H-1、F-2、技能Ⅰ-2

10月11日 ~ 10月15日 I-1、G-2

10月18日 ~ 10月22日 B-4、H-2、J-1

### ◎110教育大隊(善通寺駐屯地)

9月18日 ~ 9月22日 C-2、D-1

10月 7日 ~ 10月11日 D-2、E-1

10月14日 ~ 10月18日 E-2、F-2

10月21日 ~ 10月25日 F-2、G-1

10月28日 ~ 11月 1日 G-2、H-1

教育訓練出頭を希望の方は訓練開始日の3週間前までにご連絡下さい。

# 平成25年度第2次予備自衛官5日間訓練模様

7月25日(木)から7月29日(月)の間、出雲駐屯地にて第304施設隊による平成25年度第2次5日間訓練が実施されました。

今回の訓練には91名が出頭されました。暑さもかなり厳しく、また訓練中に豪雨となるなど、不規則な天候の中の訓練となりましたが、出頭者全員無事に訓練を終了されました。

また、本訓練も山口本部長が表彰式を実施するとともに、予備自衛官に対して教育を実施されました。

【訓練開始式①】



【訓練開始式②】



【訓練風景①】



【訓練風景②】



【訓練風景③】



【訓練風景④】



【訓練風景⑤】



【訓練風景⑥】



【訓練風景⑦】



【訓練風景⑧】

【訓練風景⑨】



【訓練風景⑩】

【本部長教育①】



【本部長教育②】



【表彰者集合写真】



【懇親会】



【訓練終了式】

訓練お疲れ様でした。

次回訓練よろしくお願いします。

## 山口本部長、即応予備自衛官訓練激励

7月27日(土)、出雲駐屯地にて第304施設隊による即応予備自衛官訓練が実施され、山口本部長自ら訓練場においての激励、会食及び本部長教育を実施されました。



【訓練場にて激励①】



【訓練場にて激励②】



【会食①】



【会食②】



【本部長教育①】



【本部長教育②】



## 第2次予備自衛官(浜田出張所)1日間訓練模様

8月4日(日)に自衛隊島根地方協力本部浜田出張所において第2次1日間訓練を実施しました。

予備自衛官採用者3名の出頭があり、予備自衛官制度の教育等を実施しました。



浜田出張所における1日間訓練風景

# 予備自マメ知識

## —「災害招集」と「災害等招集」の違い—

予備自衛官の応招義務の一つに「災害招集」というものがありますが、これに相当する即応予備自衛官の応招義務は「災害等招集」となっています。この災害等招集の「等」の意味は、部隊等を地震防災派遣又は原子力災害派遣する場合にも、即応予備自衛官を招集することができるということです。

地震防災派遣は、地震に関する警戒宣言が出された際に地震災害警戒本部長の要請により部隊等が派遣されるもので、例えばある程度の予知が可能と言われている東海地震に係る警戒宣言が出された場合、地震が起きていなくても即応予備自衛官を招集することができます。

原子力災害派遣は、原子力緊急事態宣言が出された際、原子力災害対策本部長の要請により部隊等が派遣されるものです。

即応予備自衛官は他にも治安招集の応招義務がありますが、この応招義務の重さが、即応予備自衛官手当が予備自衛官手当に比して高額である理由の一つとなっています。